

# 洲本市では登録調査員を募集しています

## 統計調査とは？

統計調査とは、国や地方公共団体等の行政機関が「統計法」という法律に基づいて行うものです。

私たちの暮らしをより良くするため、行政施策の方向性を見極めるために必要不可欠な情報や資料を収集することを目的として行われ、行政運営上とても重要なものです。例えば、5年ごとに実施される国勢調査の結果は、市町村議会の議員定数や地方交付税の算定基準などに利用されています。

## 登録統計調査員とは？

「国勢調査」をはじめとする様々な統計調査が実施される都度、事前に登録していただいている統計調査員（登録統計調査員）に対し、市から統計調査員の仕事をお声かけさせていただきます。ご都合が合わない場合は、お断りいただいても構いません。

## 統計調査員の要件について

下記のすべての条件に当てはまる方（※洲本市外在住の方でも可）

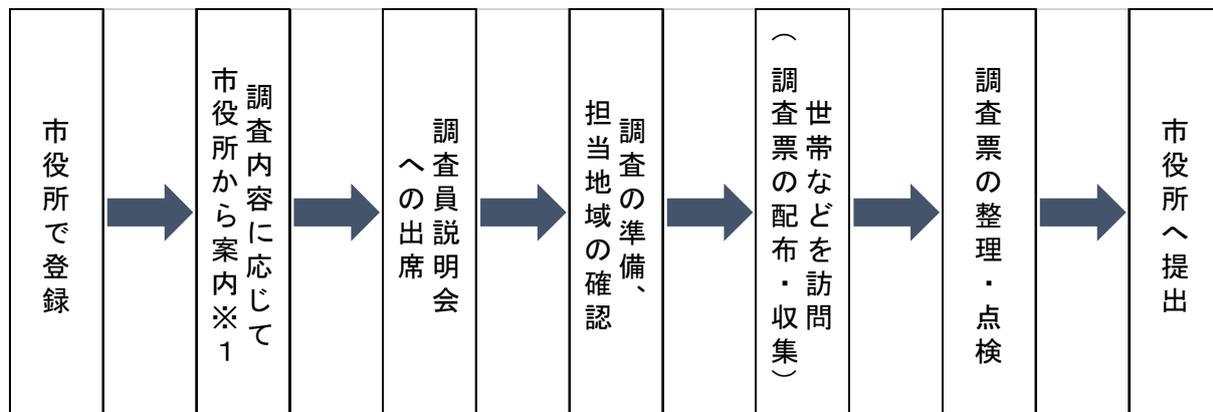
1. 責任を持って調査事務を遂行できる方で、20歳以上の健康な方
2. 秘密の保護に関して信頼のおける方
3. 税務、警察及び選挙に直接関係のない方
4. 暴力団や反社会勢力と密接な関係を有しない方
5. 洲本市内での調査活動が可能な方



## 統計調査員の身分と待遇について

1. 身分：統計調査員は、統計調査ごとに国や県から任命される非常勤の公務員で、任期は約2～3か月程度です。
2. 報酬：担当する統計調査・調査件数により異なります。（例：3～9万円程度）
3. 守秘義務：統計調査員には統計法における守秘義務があります。秘密を洩らした場合は、罰則が適用されます。

## 登録～活動までの流れ



調査員としての任命期間：約2か月～3か月

## 統計調査の種類について

統計調査は、調査対象によって2つに分けることができます。

### ●世帯調査

主に一般家庭を調査し、世帯の方が在宅の夕方や休日が主な活動時間

### ●事業所調査

主に事業所を調査し、事業所が活動している平日の昼間が主な活動時間

調査名	周期	調査対象	次回調査予定	調査期間(予定)
国勢調査	5年	世帯	2025年	8～10月
経済センサス-活動調査	5年	事業所	2026年	5～7月
就業構造基本調査	5年	世帯	2027年	8～10月
住宅・土地統計調査	5年	世帯	2028年	8～10月
全国家計構造調査	5年	世帯	2029年	9～12月

※この他にも、県が実施する統計調査（家計調査、労働力調査など）があります。

## 統計調査員の登録方法について

『洲本市統計調査員登録書』の記入が必要ですので、洲本市役所本庁舎4階 総務課までお越しください。

ご不明な点や統計調査員についての詳細をお聞きになりたい場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## お問い合わせ先

洲本市役所 総務部総務課 統計担当

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-7067

メール：[soumu@city.sumoto.lg.jp](mailto:soumu@city.sumoto.lg.jp)